



Title	明治初年の外国貴賓饗応能：明治政府が見出していた能の価値
Author(s)	杉本, 亘
Citation	待兼山論叢. 芸術篇. 2020, 54, p. 63-88
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/91384
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

明治初年の外国貴賓饗応能

— 明治政府が見出していた能の価値 —

杉 本 亘

キーワード… 明治初期／外国貴賓饗応／饗応能／能／歌舞伎

はじめに

能役者は江戸時代には江戸将軍が一番の後援者であった。それは能役者が安定した収入を得られる状態になった一方で、江戸幕府の存在がその安定の根幹を成していたと考えられることを示している。その江戸幕府が倒れ、新たに天皇を頂点とした政権が作られたことによって能楽師は最大の財政基盤を失うこととなった。能役者の中には観世宗家清孝のように江戸将軍に忠誠を誓い、東京を離れる能役者も少なくなかった。そうでなくとも生活が立ち行かなくなった能役者には廃業してしまうものも多く、能楽は一時的に大きく衰退することとなった。明治政府は能役者のような江戸幕府に雇用されていた技芸者を明治政府でも雇う方針を打ち出し、明治二年には技芸者のうち明治政府へ朝臣願を提出した者は明治政府から禄が与えられることとなった。このとき朝臣願を出した明治を代表する能役者が宝

生九郎、金剛唯一、梅若実、観世鍔之丞である。ところが明治政府による雇用は長くは続かず、明治四年には明治政府に雇われていた技芸者は向こう二年分の禄をまとめて与えられたうえで、雇用を打ち切られてしまう事となった。能役者もその例にもれず、梅若実などの朝臣願を提出していた能役者たちも政府からの禄を失うこととなった。

東京に残った能役者は江戸幕府という最大の後援者を失い、明治政府からの禄も打ち切られた状態となった。しかし、金剛唯一や梅若実が自宅や購入した舞台で演能し続けていたことによって能は滅亡の危機といってよい明治初年を乗り切ったのであった。最も滅亡の危機にあったときでも、能役者の家には江戸時代より変わらず武家や公家が稽古に訪れており、必ずしも演能自体の危機に陥ったわけではなかった。ただ、明治政府からの禄の打ち切りに対して抗議していることから財政的には決して余裕のある生活ではなかったとみてよいだろう。

さて、それでは明治政府にとって能はどのような位置であったのだろうか。たしかに明治五年には能役者は他の技芸者と共に雇用を打ち切られてしまっており、明治初年の政府にとって能は必ずしも政府が保護すべきものとして扱われてはいない。佐藤和道氏も「近代国家の運営には無用な代物であった。そうした態度は、明治政府が能を政策上それほど重視していなかったことを示したものである⁽¹⁾」との見解を示している。しかし、仮に明治政府にとって能が一顧だに値しないものと考えられていたのであれば、そもそも明治二年の雇用すら行われなかったのではないだろうか。明治初年の政府による能に対する態度や扱い方は今一度議論すべきところがあると考えられる。そこで明治政府が政治的な場で能を用いた外国貴賓饗応の事例についてひとまず分析を行う。明治初年をいつまでとするかは流動的であり議論のあるところではあるが、本論では岩倉具視らによって能が保護され、滅亡の危機を脱したと考えられる明治九年以前までをひとまず明治初年として扱う。

明治政府による外国貴賓饗応能に関する研究は決して多くない。延広由美子氏の「明治初期の国賓への饗応芸能

——アルフレッド英国王子からグラント米国前大統領まで——⁽²⁾では上演方法などから明治政府によって古典芸能が見直される動きと捉え、外国貴賓饗応に芸能を用いていた時期を能や歌舞伎といった日本の芸能が日本独自の演劇に至る過程とみなしている。倉田喜弘は『芸能の文明開化』で僅かに言及し、能狂言は費用がかさみ、また難解であるために明治政府内での評価が高くなかったことを示唆している。佐藤和道氏は「近代能楽の展開・明治期における享受・能役者・作品の変遷を中心に」において能が他の雑技と同時に供されたことから、明治政府がそれらの雑技と能を同列視し、政策上重要視していなかったとしている。⁽³⁾

本論文では上演方法のみならず上演に至る過程、饗応における能楽の扱い方を『太政類典』などの公的記録や当時の関係者の残した日記などを基に、明治初年の政府の視点も含めて外国貴賓饗応の際に能がいかなる価値をどの程度見だされていたのかを明らかにしたい。

本文中の引用文について適宜読み易さを重視するために句読点および傍線を私に付した箇所があることをここに断っておく。

二、明治二年英国王子アルフレッド饗応

明治の代が始まってから明治九年の岩倉行啓能までの期間に日本に訪れた外国の王族皇族のうち饗応に能が用いられたのは三例ある。その最初が明治二年の英国王子アルフレッドの来航である。英国王子のアジア周遊の一環で日本に立ち寄ることになったわけであるが、この英国王子の来航は明治の代が始まって最初の外国貴賓の来日であった。

『延長間の時代 —— 明治ニッポンのおもてなし事始め ——』には次のようにある。

六月から七月にかけて、三条や伊達らが中心となり、エディンバラ公の来日にあわせて「英国王子接伴条例」（以下「接伴条例」）や「英国王子御接待条件」（以下「接待条件」という接待や参内の規則が定められました。このうち「接待条件」の草案を添削して外国間へ送付した際の、三条と岩倉の連名の手紙には「外国との交際は政府にとって初めてのことであり、国内外にとって極めて大事なことである」とあり、政府としても初めての外賓接待にあたって慎重な態度で臨んだ様子がわかります。⁽⁴⁾

新しく規則や条例を定めており、一から初めての外国貴賓のもてなし方を模索していることが分かる。政府は英国王子の来航のために、外国貴賓の送迎や歓待の段取りを決める役割として「領客使」と呼ばれる役職を設置した。その記録が『太政類典』に「英国王子ノメニ領客使ヲ設ク」の題で残されている。

布告

英国王子渡来ニ付、被設領客使候事、

表 八月 擺之

伊達中納言へ達。

今度英国王子渡来付、領客使被仰付候事、

二年七月六日

大原正四位へ達。

（中略）

伊達従二位へ達。

領客使被免候事。二年八月

伊達中納言とは伊達宗城（伊達従二位も同様）、大原正四位とは大原重美のことである。伊達宗城は明治新政府になつてから外務省の前身である外国官の外国事務総督、外国事務局輔、外国官知事となつていた人物であり、英国公使パークスとも懇意であつた。英国王子来航の一月前まで外国官知事を務めていた伊達宗城は国内における接遇の段取りや明治天皇との謁見の段取りなど多くの事柄について調整を行つていた。⁽⁵⁾

さて、既に述べた通り明治政府にとって今回の英国王子来航は明治新政府になつてから初めての貴賓来航である。宿泊場所すらまだ決まつたものがなかつた明治新政府は浜御殿にあつた石室を改装して体裁を整えて「延遼館」と名付け、そこを宿泊場所と決めた。元は旧幕府海軍の庁舎として建てられていた石室を外国貴賓を迎えられるものにするため、内装や調度品が短期間で整えられた。⁽⁶⁾しかし、さすがに能を上演するための舞台は用意できなかったよう、で、打毬、軽業や相撲など他の見世物は延遼館で行われたのに対して能は赤坂にある和歌山藩邸で行われることとなつた。能を饗応に用い、和歌山藩邸で行うに至つた経緯について『外国貴賓ノ来朝関係雜件 英国ジユツク・エトウインブルグ親王来朝之件』には以下のように記されている。

猿楽等浜御殿中江仮舞台御取置相成候ハ、如何様龐体ニ候とも至急には経営出来申間敷、右ハ如何御所置相成候哉、承知いたし置度候。

監 督 司

これは明治二年五月の記述である。浜御殿に架設の能舞台を設置しようにも既に間に合わないことが予想されており、対処法の指示を求めている。続いて能を含めて饗応で見せる予定の芸能などにかかると予想される費用が試算されている。「音楽合奏」がおよそ三十両など大体が一桁から二桁両であり、相撲が一八二両であるのにたいして、「猿

楽狂言」はおおよそ二百三十九両となっている。「外二御借入装束料 大鼓革代」とあり、他の芸能比べて費用が大きいく費用がかさむことが予想されている。そのためか、六月には宮繻掛、饗応掛、応接掛の連名で能狂言を見合わせた⁽⁷⁾いと陳情があった。しかし、結局能狂言は行われることが決定し、もともと能を上演できる舞台が備わっていた赤坂の和歌山藩邸で催されることになった。「外国貴賓ノ来朝雜件」英国ジユツク、エトウインブルグ親王来朝之件」によれば当時この和歌山藩邸にはだれも住んでおらず、庭先、門内外に至るまで手入れがされておらず草が生い茂っている状態であった。それを英国王子の来館にあわせて整えたのであった。「費も不少事」とあり、能を見せるのにさらなる費用を投じたことが分かる。他と比較して多額の費用が必要であり、能は中止すべきとの意見まで出たにもかかわらず饗応を実行に移したのだから、能は饗応のプログラムに不可欠であるとの考えが饗応内容を決める立場の人間にはあったと考えてよいだろう。

それではなぜ能による饗応が必要不可欠であると考えられたのだろうか。確かに能は江戸幕府が外国の使節を設定する際には用いられてきた芸能である。しかし、前例から判明した有用性によって能が不可欠であると考えたのであれば、費用を理由に饗応能を中止すべきとの声は出ないはずである。六月以降に新たに得られた情報から、あるいは六月以降に新たに饗応内容の決定にかかり始めた人物によって英国王子の饗応に能楽を用いる決定がなされたのではないだろうか。そこで注目したいのは、明治二年の六月に「水戸少将」に自身が慶応三年（一八六七年）から明治元年（一八六八）にかけてのフランス留学中に受けた饗応について伺っていることである。『太政類典』には次のように記されている。

外国官上申

水戸少将へ御達案

徳川 少 将

英国皇帝ノ第二皇子近々渡来被致候ニ付テハ、其方儀ハ仏蘭西国留学中英国ヘモ罷越接遇設義ニ付、旅館ヘ尋問
イタシ懇篤ニ客礼可被申諫候。尤、委細外国官ヘ可被承候事。

右ノ通御沙汰候條依テ此段相達候也。

水戸少将（徳川少将）とは徳川昭武のことである。徳川慶喜の弟である昭武は幕末にフランスに留学していた。昭武が英国に赴いたのはまだ徳川の時代であるから、將軍の弟はつまり君主の弟ということである。徳川昭武がイギリスで受けた饗応を英国王子饗応の参考にすることは理にかなっているといえよう。パリでは到着後しばらくは毎日のように晩さん会などを催されていた徳川昭武であったが、随行していたイギリス人シーボルトが「公子は晩餐会や舞踏会やパーティといったものを好みません」と一行がイギリスに到着する前にイギリスに報告していたためか、そういった類の饗応は少なかったようだ。しかし、さすがにヴィクトリア女王に謁見した日には歓迎の晩餐会があり、昭武は渡欧中に記した日記に「夜芝居一覽す」⁽¹⁰⁾と残しており演劇による饗応を受けたことがわかる。昭武の日記にはイギリス滞在中にこれ以外の「芸」による饗応が行われた記述はない。外国官が昭武から聞いたイギリスでの饗応を大いに参考にしたのであれば、饗応に演劇は絶対に外せないものだと思議したとして不思議ではない。そのため、多くの費用を割いても演劇的要素を持つ能狂言をイギリス王子の饗応に組み込むことに決めたのではないだろうか。

また、時代はまだ明治になったばかりであり、攘夷の思想もまだ残っていた。外国貴賓を連れての移動はわずかなものでさえより危険が伴っていたはずである。それにもかかわらず能を上演できる場所に移動してまで英国王子に能

を見せたということは明治政府にとって能を見せることは、やはり外せない重要なものであったと考えることが出来るよう。

日本の「演劇」のなかでも能が選ばれた理由を示唆する文章がある。英国王子来航の際に英国外交官として準備の手伝いをしたミッドフォードが残した回想録には「王政復古の以前」には「芝居見物は下層階級のみに限られていた」とし、「舞楽は皇居の已に限って上演される舞踊、あるいは無言劇であつた。それゆえ、日本人でも最高の地位に属するほんの少数の人しかそれを実際に見た人がいない。それに対して一種の古いオペラともいべき能は、大貴族の屋敷に付属した能舞台で上演する」と述べている。⁽¹¹⁾明治政府が舞楽を演劇とみなしていたかどうかは定かではないが、舞楽はごく一部の限られた人のみが見られるもの、芝居は下層階級の人間が見るものであり今回の饗応には適さないという考えがあつただろう。一方で能は大貴族も鑑賞する演劇であり英国王子をもてなすに相応しい唯一の演劇とみなされていたのではないだろうか。

それでは、実際にどのようなようにして饗応能は行われたのであろうか。饗応能に出動していた梅若実の残した日記『梅若実日記』には当日の様子が記されている。

廿九日 雨天。五時前より追而晴少。四ツ谷御門外紀州様上屋敷ニ而イギリス国ノ王子饗応之御能。

御舞台麻上下御楽屋平服割羽織袴。六半時揃ニ而七時より出宅。小島町ヲ誘イ鉄之丞殿同道。喜多六平太事当病ノ趣ニ而倅勝吉相勤ル。実ハ六平太義ハ先日病死致ス。且昨年中御暇ニ而當時朝臣願中之身分ニ而觀世新九郎 同左吉 高安彦十郎三人相勤ル。是ハ宝生太夫ノ取極也。

弓八幡 勝吉ノツレ吉次郎／福王繁十郎／小嶋与助 畑三之助「森田初太郎／幸政次郎／金春錦蔵／金春鈴太

郎」間道男

○墨塗 大藏弥太夫／太郎冠者藤井鏑松 女小林伝次郎

経政 鉄之丞／高安彦十郎「一曾要三郎／観世新九郎／春藤次郎兵衛」

羽衣 宝生太夫／宝生金五郎「春日市右衛門／大倉長右衛門／高安三太郎／金春惣次郎」

太刀奪 鷺権之丞／主下野岩太郎 通りて鍋島伊右衛門

小鍛冶 金剛大夫／進藤権之助「一曾幸太郎／幸清五郎／葛野庄九郎／観世左吉」

一 英国王子并ニ外国之上官ノ者モ参ル。午ノ刻過被参未ノ刻三分前御始リ申ノ刻四分前シ御済ニ相成。一道場より御酒被下趣ニ而一樽出ル。

一 弓八幡半能。経政初動より直ニ切ニナル。羽衣前ノ方ナシ。舞モナシ。小鍛冶半能。御急ニ付右之通ニ致ス。

○鉄之丞殿初而ノ御用ニ付悦ニ廻ル。極夕帰宅。

一 右拝領物八月十九日ニ出ル。大夫二千疋家本千疋弟子一役七百疋弟子六百疋。源次郎事モ御楽屋扣ニ出勤仕候。扣ノ者相勤候者ト同様ノ頂戴高也。¹²⁾

まず、「昨年中御暇ニ而当時朝臣願中之身分ニ而観世新九郎 同左吉 高安彦十郎三人相勤ル」とあるのに注目したい。朝臣願を提出している身分の者がこの饗応能への出勤にかかわっていることが分かる。「是ハ宝生太夫ノ取極也」とあることから宝生九郎の意向であつたようだが、政府側にそうした考えがあつたためにこのような取り決めになつたのではないだろうか。ついで注目したいのは「弓八幡半能。経政初動より直ニ切ニナル。羽衣前ノ方ナシ。舞モナシ。小鍛冶半能。御急ニ付右之通ニ致ス。」とある点である。つまり、何れの能も完全な形では行われていない。舞

台を上下で勤めているとあるのは、梅若実がシテとして舞台に立っていないためであろうか。また、「御急ニ付」ということではあったが、全ての能を省略した形式で上演している。もしかすると政府側としては能を見せたという事実だけが重要であつたのかもしれない。

三、明治五年ロシア皇子アレキシス饗応

次いで日本に外国王族が来航したのは明治五年のことである。ロシア皇子アレキシスの来航については『太政類典』に外務省の通達として「魯国王子アレキシス接遇ノ典礼ヲ定ム」によれば六か月かけてロシア皇子を迎える準備をしていたことになる。その準備であるが右の記録から三年前の英王子接遇の際の書類が残されており、まずはそれを確認するところから始められているのが見て取れる。このことから英王子来航という無事に成し遂げた外国貴賓の来航事例の手順を、ある程度踏襲しようとしていたと考えてよいだろう。しかしながら、同文中に

御接待典例ハ、魯英各別ニテハ不宜候間可成。尤、異同然之様イタシ度、饗応筋ニ至候テハ、時世ノ変革ニ随猶勘考ノ次第有之、右等ハ當時評議中ニ有之候。依テ先書類御心得迄進置候也。

とあり、ロシアとイギリスでは接待の仕方が異なること、そしてこの三年分時代が変化したことも考慮に入れて接遇の方式を定める必要があることに留意している。

さて、先に挙げた「魯国王子」の文は外務省から通達されており、今回のロシア皇子来航も外務省が取り仕切る

こととなっていたようだ。『太政類典』に残されている記録ではまずその接待御用係として任じられたのは明治二年の英国王子アルフレッド来航の差異にも接待掛を務めた伊達宗城従二位であった。伊達宗城に対する接待御用掛任命の書類には次のように記されている。

外務卿副島種臣伺

近々魯国王子渡来ノ筈ニ付、御接待ノ儀種臣専仕可仕儀ニ候ヘトモ、多少輔無之別テ御用多端ニ有之、且先年英王子渡来ノ節、伊達従二位領客使被命候儀ニ付、此度モ同人へ右接待ノ御用掛被命度候。尤、領客使等ノ官名ハ、今般ハ被用候ニ不及ト存候。

外務卿副島種臣はロシア皇子の来航の接待を任されているものの、やるべきことが多いため人手が必要であるとしたうえで、明治二年の英王子来航の際に領客使を務めた伊達宗城に接待御用掛を依頼した。もちろんそれは既に外国貴賓の接待を経験しており勝手も分かっていると考えてのことだろう。しかし、領客使のような官名は与えなかったようだ。接待御用掛に任命された外務大丞宮本小一や外務省六等出仕大原重美についても領客使のような官名は与えられていない。また、ロシア皇子も東京滞在中の宿泊先は浜離宮延遼館と決まり、有栖川熾仁親王は延遼館逗留中の接待掛が仰せ付けられている。

それでは延遼館におけるロシア皇子のもてなし方はどうだったのでしょうか。『太政類典』に残されている「皇子接待次第及参朝手続」（明治五年七月三日）によれば次のような予定が組まれていた。

一滞留中延遼館於テ諸般雜戲ヲ連ネ歓待或ハ郊市遊歩ノ節官員接伴ノ事

(中略)

魯王子滞在大凡十日程ノ見積ヲ以御饗応日割取調仕候則左ノ通

到着翌日ヨリ

初日 午後一字
参 朝

夜饗燕 此席親王太政大臣
外務卿等掛伴

二日 朝舞楽

夕雜戲

三日 能

夜夕雜戲

四日 朝雜戲遊歩

夜雜技

五日 朝雜戲

夕 有栖川邸へ御招待出掛ケ増上寺
一覽 夜 同邸ニテ花火

六日 遊歩 浅草
墨堤

夕雜戲

七日 遊歩 放鷹

夕雜戲

右の記録はあくまで予定であったのは確かだろう。しかし、ここで重要なのは三日目に「雜戲」ではなく「能」と記されていることである。芸能などの見世物のうちで「雜戲」としていないのは「舞楽」と「能」のみである。少なくともこの時点において饗応内容を取り決める明治政府の担当者にとって能は「雜戲」ではなかったとみてよいだろう。また、接待御用掛を務めた大原重美は岩倉使節団として洋行中の岩倉に次のような書簡を送っている。⁽¹³⁾

滞在中能狂言其外種々相慰め候得共、中には氣に入りもあり入らざるもありて、心配仕り候。

大原が滞在中にロシア皇子に見せた芸能を気に入ったかどうか心配していることから、政府側が芸能をとりあえず見せて置けばよいものとしてではなく、来航している外国貴賓の反応をうかがいながら適切なものを見せようとしていたことが見て取れる。また、「能狂言其外」としており、やはり能狂言とそのほかの雑戯では政府側には扱いの差があったことがうかがい知れよう。繰り返しになるがこのロシア皇子来航は明治五年の事である。明治五年という年は能役者をはじめとする技芸者が明治政府からの禄を打ち切られた翌年である。たしかに能は他の技芸者と同様に明治政府からの直接の後援を一方的な形で失うこととなった。しかし、そのような状況下にあっても、明治政府側は能を他の見世物と同様の「雑戯」とみなしていなかったのだろう。

上演場所にも着目してみると明治二年の英王子来航のときは異なり、今回は能も延遼館で催されている。他の雑戯と上演場所が異なるための特別な記述であつたわけではない。英王子の事例で能が延遼館ではなく赤坂の和歌山藩邸で行われた理由が、延遼館には能を上演するための舞台がなく、和歌山藩邸にはその設備が整っていたためと推測されることは前節で述べたとおりである。今回になって延遼館で能が行われたということは、延遼館に能楽用の舞台が建設されたということであろうか。ここで関連すると思われる記録を一つ紹介する。明治五年五月の「延遼館二楽器設備」と題された記事には次のようにある。

近々魯国皇子渡来ノ筈ニ付、延遼館於テ接遇ノ儀伺ノ通り御沙汰有之候間、同館逗留中舞楽ヲ饗応ノ一ツニ設可
然存候ニ付、取調候処、当時東京ニ御備ノ品ハ坐楽一ト通りノ楽器ニ有之、正式ノ舞台并楽器装束其外附属品等
ハ、不殘西京ニ御儲藏ノ儘

(中略)

尤、必用ト存候間、此度ノ機會ヲ以テ御取寄ニ相成。

記事には「舞樂の饗応」のために「正式の舞台」を取り寄せたとある。ロシア皇子来航に合わせて延遼館に「正式の舞台」を用意したと、前回は舞台がないために延遼館で行われなかった能が今回は延遼館で催された。この新たに用意した舞台と能の間には関係があるとみるのが自然であろう。今回は舞台を用意してまで能を延遼館で催したことから、能を行うための舞台としても用意された可能性が高いとみていいだろう。

『梅若実日記』によると能役者側にロシア皇子の饗応能の依頼が来たのは明治五年六月五日の事であった。

一 外国ヲロシア王被參候上ニテ饗応是御能被仰出。

春日竜神 宝生九郎 羽衣 観世鎮之丞 舟弁慶 中村平蔵

右三番外務省より被仰出。

日記によれば今回のロシア皇子来航の饗応を取り仕切っている外務省側から演目とシテの両方を指定されている。《船弁慶》は立廻りのある動きの激しい能である。《春日竜神》や《羽衣》は祝祭的な趣のあるめでたい曲であり、《春日竜神》は躍動感のある舞が、《羽衣》には天女のためたい舞がある。どれも動きだけでも見ごたえがあると言える曲を選んだと言えるのではないだろうか。具体的に誰がこの指示を出したのかは定かではないが、能の曲目に精通している人物がロシア皇子の饗応にふさわしいと思われる演目を指定したということだろう。外務省が能を粗雑に扱っていなかったことがこのことから伝わってくる。そして饗応当日の日記には番組や開始時間などが次のように

記されている。

廿日 晴天。於御浜御殿延賓館御舞台魯国親王御饗応御能被仰付二九字摘^マ。十二字始り二字二相済。御楽屋平服。

御舞台服沙麻上下。

春日竜神 宝生九郎／春藤六右衛門「一噌幸太郎／幸清五郎／清水助五郎／金春又次郎」

鎌腹 藤井鋸松

石橋 観世鉄之丞／福王繁十郎「森田初太郎／幸義太郎／高安三左衛門／高安三左衛門／金春惣次郎」

釣狐 大藏弥大夫

舟弁慶 中村平藏／宝生新作「一噌要三郎／大倉六藏／九郎兵衛代り都村又太郎／河合彦兵衛」

附祝言岩舟

幸太郎 徳次郎

石橋 六郎 駒之丞 半之丞

実 善次郎 言之助

滝五郎 近右衛門

台持吉之丞

外ハ地座より勤。

当日御急ニ付三番共半能ニ相成。

九郎より頼ニ付後見ニ拙者出ル。⁽¹⁴⁾

番組については明治五年七月十三日の横浜毎日新聞にも「番組 春日竜神（宝生九郎）、石橋（観世鉄之丞）、舟弁慶（中村平蔵）」¹⁵とあり、間違いなさそうである。三か月後に行われる饗応能に関する報道を新聞社が行っているのは、もしかするとそれだけ能が注目されていたという事だろうか。実際に行われた演目と政府から指示された演目と政府から指示されていた演目を比べると、観世鉄之丞がシテを勤めた演目が異なっていることに気がつく。外務省からの指定では観世鉄之丞がシテを務めるのは《羽衣》であつたはずである。六月五日にその指定があり、遅くともその後およそ一ヶ月後の七月十三日は観世鉄之丞がシテを務める演目が《石橋》に変更されている。関連しそうな『梅若実日記』の記述が明治五年七月十一日にある。

十一日 晴天。今般ロシヤ親王御饗応之御能被仰付。右申合ニ付役当之人々出勤。尤朝より申合ニテ夕七時済。当日ハ十月廿日御浜御殿延遼館ニ御召有之。

石橋 鉄之丞／繁十郎「初太郎／義太郎／喜叟／惣次郎」

間喜多郎

後見地割

幸太郎 徳次郎

源次郎 駒之丞 半之丞

六郎 善二郎 吉之助

孫三郎 重五郎

滝五郎 近右衛門

台持吉之丞 栄吉

この《石橋》が饗応能の物であると記載はされていない。しかし、ワキ方囃子方は饗応能の物とほぼ一致する。また他の日に行われた申し合わせで同様の記述の方法で宝生九郎がシテとなる《春日竜神》が記されており、そちらも饗応能のワキ方囃子方と大部分が一致する。これは饗応能申し合わせによって決定した出演者が記されているとみていいだろう。つまり、七月十一日の申し合わせまでには観世鍔之丞が《石橋》を勤めることが決定し、その情報を横浜新聞社に伝えたと考えられる。当時は梅若実が新聞を用いて自身の勧進能などの能の催しを広告していた。もしこの新聞掲載が能役者側の意図によるものだとするならば、新聞を用いて能が健在であることをアピールする狙いがあったとみることできるのではないだろうか。とにかく、この日に浜御殿延遠館においてロシア皇子に能を見せる日にちが決定したということは、外務省の担当者も含めた申し合わせであったはずである。その日に観世鍔之丞が《石橋》を舞うことが決定したのは、演目が《羽衣》から《石橋》に変わったのは能役者側の独断ではなく、外務省側との話し合いの結果によるものとみなしてよいだろう。

さて、ロシア皇子饗応に対する能役者への褒賞についても『梅若実日記』に記載されている。まず饗応当日の日記には次のように残されている。

鉄之丞事石橋牡丹二本即日相願拝領仕。

廿九日金八百疋ツ、拝領物外二魯国親王より金壹朱ト百三十疋ツ、戴。

そして受取日である七月二十九日には次のようにある。

鉄之丞被参・延寮館魯国親王御能之拝領物金二両ツ、兩人戴。外ニ豊作分八百疋。別ニ壺臺台料金式百疋戴。鉄之丞殿より拙者へ石橋之礼ニ金八百疋挨拶被遣。

二十日の記事で八百疋となっているが、二十九日に梅若実は実際に受け取ったのは二両となっている。これはロシア親王が報酬として渡した壺朱百三十疋と政府からの報酬の八百疋を足して二両ということであろうか。だとするならば魯国新王から与えられた壺朱百三十疋はシテを勤めたものにだけ渡されたということになるだろう。どちらにせよ、政府からの報酬は八百疋である。

もう一つこの饗応能で注目したいのは宝生九郎が出演していることである。明治二年に明治政府へと朝臣願を提出した宝生九郎であったが、明治四年には自身の意思で民席に下っている。宝生九郎は全く能楽を続けていなかったわけではない。ただ本人は第一線を退く意思であったとみていいだろう。それにもかかわらず饗応能に出演したのは外務省側からの指示があったためであろう。前回の英王子の饗応でも問題とならなかった能楽師に引き続き依頼したいという意識も外務省側にはあっただろう。そうであっても既に一線を退く意思を見せていた宝生九郎に依頼し、それを宝生九郎が受けたのは今回のロシア皇子の饗応の担当者に能に詳しく宝生九郎と接点がある人物がいたからではないだろうか。政府関係者と能役者の間に繋がりがあり、それが能役者の活躍の機会を作り出すのに一役買っていたとも考えられる。

能狂言ではないがロシア皇子の饗応で見逃せないものとして、歌舞伎による饗応が新たに行われている。倉田氏や

延広氏によればロシア皇子側から歌舞伎観劇を希望したものであった。倉田氏はこの歌舞伎観劇を「行政が何かと批判している芝居だけに、親王観劇は当初のスケジュールに組み込まれていなかったのではないか」と考察している。⁽¹⁶⁾延広氏は史料上は確認できないものの、ロシア皇子による観劇が椅子席を導入した守田座のこけら落とし公演途中であつたことから、座主である守田勘弥による働きかけによるものである可能性があるとされている。⁽¹⁷⁾先に挙げた予定を確認すると歌舞伎の文字は見えない。雑技に含まれていた可能性もあるが、わざわざ守田座という劇場まで足を運んだ歌舞伎観劇を「雑技」と予定するとは考え難い。この歌舞伎観劇はやはり当初から計画されたものではなく、急遽実現したものではないだろうか。江戸末期には歌舞伎は表向きには庶民などの下層階級のみに関劇が許された演劇であつた。ミッドフォードも先に述べたように「王政復古以前の昔の頃は、芝居見物は下層階級のみに限られていた。公の芝居小屋では紳士の姿を見かけることはできなかった」と記している。⁽¹⁸⁾明治初年にもその風潮が残つていたのであることは想像に難くない。実際に身分を隠すなどして上流階級が歌舞伎を見物していたかどうかはさておくとして、歌舞伎は貴人が見るもの、貴人に見せるものとはみなされていなかった。そのような歌舞伎をなぜロシア親王に見せることになったのか。そこには延広氏が述べていたように、守田勘弥の働き方があつたのではないだろうか。河竹繁俊氏によれば守田は、ちょうどそれまでの猿若町を離れ都心へと進出を果たしたばかりであつた。新築の劇場には外国人用の椅子席も導入されていたという。また、当時すでに軍医総監松本順の紹介で大久保利通、伊藤博文などの政府要人に紹介されていた。⁽¹⁹⁾このことから、守田がこれから日本に増えていくであろう外国人を観客として取り込もうとしていたことが窺える。そのような訪れたロシア親王の来訪という外国に歌舞伎の存在を発信する好機を、守田は逃すまいと政府にロシア親王の歌舞伎観劇を希望したのではないだろうか。政府としても交流のある守田の望みであるし、外国人が見るように整えられた新築の劇場であれば体裁もある程度整うだろうということでロシア

親王に歌舞伎観劇を持ち掛けたのではないだろうか。ロシア親王は歌舞伎を見て「喜悅あり」であったと当時の新聞には残されている。⁽²⁰⁾どこまで誇張されているかはわからないが、少なくともこの件をきっかけに明治政府が歌舞伎を饗応にふさわしい芸能の一つと考えるようになった可能性は十分にある。それまで貴人に観劇に耐えうると考えられた演劇は能狂言のみであった。そのため、「演劇」が外国貴賓の饗応に必要不可欠である以上、能狂言はどうしても催さなければならないものであった。しかし、この一件によって明治政府には「歌舞伎」という新たな選択肢が与えられることとなったとみてよいのではないだろうか。

四、明治六年イタリア皇甥饗応能

ロシア皇子来航の翌年明治六年にはイタリア皇甥が来航した。『太政類典』には次のように記されている。

宮内卿徳大寺寺實則侍従長東久世通禧へ達各通。

伊太利国皇族近日渡来二付、接伴御用掛被仰付候事。

但、外務省へ打合可申事。

外務省伺

兼テ申進置候、伊太利国帝ノ甥近日渡来二付テハ、先年英王子渡来候節ハ、領客使被命、昨年魯親王渡来ノ節ハ、伊達従二位へ御用掛被命、夫々接伴ノ事務取計候へども、一体ハ右等宮内省へ被命可然筋二付、今般ノ処ハ徳大寺宮内卿東久世侍従長へ、右接伴掛被仰付当省協議候様、御沙汰相成度候也。

八月廿日
外務

イタリア皇甥の接待を担当した省がこれまでの二例で担当した外務省ではなく、今回は宮内省であったことが記されている。そのため接待御用掛は伊達従二位らではなく接待御用掛に任命されたのは宮内卿の徳大寺實則と侍従長の東久世通禧であった。この記録が通達されたのは明治六年八月二十四日のことであり、同月三十日にはもうイタリア皇甥は東京に到着する。前回のロシア皇子の際は半年前にはその来航が判明し準備を始めていたことを考えれば、明らかに準備時間が短い。外務省に伺いを立てたのが八月二十日と記されているから、記録を残したのが来航間近であっただけではなく実際にこのほんの僅かな期間での準備を余儀なくされたと考えてよいのではないだろうか。しかも接待御用係を仰せつかったのは、これまで担当していた伊達従二位らではなく宮内省関係の人物達である。おそらくロシア皇子来航時のやり方に沿ってほとんどの饗応を計画したのではないだろうか。『梅若実日記』にイタリア皇甥饗応の能の申し合わせの話題が登場するのも相応に遅い。最初の記事は明治六年八月二十九日のことであり、次のように記されている。

廿九日 雨折々。イタリア国饗応御能ノ申合ニ付鉄之丞 滝五郎 文叟 重五郎 善次郎 幸太郎 近右衛門
吉之丞 栄吉⁽²¹⁾

ここでは申し合わせがあったことと、参加した者の名前が記されているのみである。その後一度申し合わせをした後、饗応能の一昨日に「イタリア国王子饗応能明後七日ト被仰出。」⁽²²⁾とあるのみで饗応能当日を迎える。

七日 晴天。御浜御殿延遼館ニテイタリア国王子御饗応ノ御能被仰付。御舞麻上下御楽ヤ平服。午後三時摘夜ニ

入御始り御洛九時。十二時帰宅。

半能大蛇 金剛唯一／子方〔コノ部分三字程空白アリ〕／宝生金五郎／尾上万二郎

尾上良勇 〔一増要三郎／幸義太郎／高安三右衛門／河井彦兵衛〕

鼻取相撲 大藏弥大夫／太郎くはしや虎一 鏑松

半能夜討曾我 観世鉄之丞／古や太郎 五郎丸近右衛門 立衆幸太郎

同吉之丞 〔要三郎／義太郎／三右衛門代り然知〕

素袍落 弥大夫／主彦太郎事虎重 伯父厚三郎

半能舟弁慶 唯一／子方〔コノ部分三字程空白アリ〕／万三郎 良勇 金五郎 政吉

〔要三郎代り岩三郎／義太郎代り泰次郎／三右衛門／彦兵衛〕間為三郎

後見地割

滝五郎 地 善次郎 働二人 栄作

実 重五郎 豊作

文叟⁽²³⁾

《大蛇》《夜討曾我》《舟弁慶》のいずれも半能と記されており、特段この日に変更されたわけではないようだ。前回までの二回を踏まえ初めから半能の予定となっていたのだろうか。

また、報酬については「一 延遼館御能拝領物金五百疋ツ、戴也。」と記されており、一律で五百疋ずつと、前回のロシア皇子饗応の際よりもさらに金額が下がっていることが見て取れる。ただ、この饗応が準備に時間をかけられ

ていないものであったり、担当が外務省よりも宮内省の報に重きが置かれていたりと同前の二例とは少し異なっている。そのため前例との差にそれほど大きな意味はないのかもしれないが、それでもやはり能狂言に朔予算が削減されたとみてよいのではないだろうか。今回のイタリア皇甥来航でも守田座での歌舞伎観劇が行われている。倉田氏によれば「今度は事前の準備も出来ており」とのことであり、歌舞伎にも予算が割かれたのであろう。見せる演劇が二種類に増えたことで能が依然と比べると必要不可欠とまでは言えないものになっていたのであろう。歌舞伎にも予算を割くことになったため能に掛ける費用も必然として減ってしまったと考えられよう。

まとめ

以上明治初年の能楽による外国貴賓饗応の例を確認した。明治二年の英国王子、明治五年のロシア皇子の例では明らかに他の芸能よりも能は重く扱われており、少なくとも外国貴賓の饗応という面において明治政府にとって能が重要な位置を占めていたと考えられる。それは外国王族の鑑賞にふさわしい演劇が能しか存在しないと考えられていたためであろう。明治政府は積極的か消極的かは定かではないが、能を饗応演劇として用いることができる無二の存在と扱わざるを得なかった。それゆえに能は明治政府から他の「雑戯」よりも重用されていたと考えられる。しかし、おそらく守田勘弥の働きかけによって歌舞伎観劇が実現し、それが好評だったためか明治政府には饗応に用いる演劇として新たに歌舞伎を用いるという発想を得ることになった。実際にイタリア皇甥の饗応では能と並んで歌舞伎も饗応に事前に組み込まれていたことから明治政府が歌舞伎にも饗応芸能としての価値を見出し始めていたことが分かる。能と歌舞伎の両方を饗応に用いるために能に掛ける予算を減らさざるを得なかった可能性が考えられよう。実際

に能役者に支払われた出勤量は前の二回と比べて減額しており、明治政府による能の扱いは軽いものへと変化したと捉えることができる。次に外国貴賓が日本に來航するのは六年後のことである。それまでの期間の短さと比べれば時期が離れており、一続きのものとして論じることが可能かどうかは定かではないが、明治二年の英国王子、五年のロシア親王の事例と比較して六年のイタリア皇甥で能が軽く扱われ始めたことが後の饗応にどのように反映されたのかについては今後の研究にゆだねたい。

〔注〕

- (1) 佐藤和道「近代能楽の展開…明治期における享受者・能役者・作品の変遷を中心に」(博士学位申請論文、二〇一二年、早稲田大学提出)
- (2) 延広由美子「明治初期の国賓への饗応芸能——アルフレッド英国王子からグランツ米国前大統領まで——」『木崎良平先生古希記念論文集 世界史説苑』、立正大学文学部西洋史研究室内木崎良平古希記念論文集編集委員会、一九九四年、二二一—二四〇頁。
- (3) 佐藤和道「近代能楽の展開…明治期における享受者・能役者・作品の変遷を中心に」(博士学位申請論文、二〇一二年、早稲田大学提出)
- (4) 東京都公文書館編『延遼館の時代——明治ニッポンおもてなし事始め』、東京都公文書館、二〇一六年、四八頁。
- (5) 東京都公文書館編『延遼館の時代——明治ニッポンおもてなし事始め』、東京都公文書館、二〇一六年、六七頁。
- (6) 東京都公文書館編『延遼館の時代——明治ニッポンおもてなし事始め』、東京都公文書館、二〇一六年、四四頁。
- (7) 倉田喜弘編『明治の能楽』日本芸術文化振興会、一九九四年、第一卷、五頁。
- (8) 倉田喜弘編『明治の能楽』日本芸術文化振興会、一九九四年、第一卷、六頁。
- (9) 宮永孝『プリンス昭武の欧州紀行——慶応三年パリ万博使節——』山川出版、二〇〇〇年、一五九頁。

- (10) 宮地正人監修『徳川昭武幕末滞欧日記』山川出版、一九九九年、五三頁。
- (11) A.B. ミットフォード著、長岡祥三訳『英国外交官の見た幕末維新』講談社、一九九八年、二四一、二四二頁。
- (12) 梅若実『梅若実日記』八木書店、二〇〇三年、第二巻、二三六頁。
- (13) 大塚武松、藤井甚太郎編『岩倉具視関係文書』二本史籍協会、一九二七、第五巻、二〇六頁。
- (14) 梅若実『梅若実日記』八木書店、二〇〇三年、第二巻、四〇一、四〇二頁。
- (15) 倉田喜弘編『明治の能楽』日本芸術文化振興会、一九九四年、第一巻、三七頁。
- (16) 倉田喜弘『芸能の文明開化』平凡社、一九九九年、一七二頁。
- (17) 延広由美子「明治初期の国賓への饗応芸能——アルフレッド英国王子からグラント米国前大統領まで——」立正大学文学部西洋史研究室内木崎良平古希記念論文編集委員会、二二一一二四〇頁。
- (18) A.B. ミットフォード著、長岡祥三訳『英国外交官の見た幕末維新』、講談社、一九九八年、二四一頁。
- (19) 河竹繁俊『日本演劇全史』岩波書店、一九五九年、七六三―七六五頁。
- (20) 『東京日日新聞』第二一〇号、一八七二年十一月二十四日(明治五年壬申十月二十四日)
- (21) 梅若実『梅若実日記』八木書店、二〇〇三年、第二巻、三二頁。
- (22) 梅若実『梅若実日記』八木書店、二〇〇三年、第二巻、三三頁。
- (23) 梅若実『梅若実日記』八木書店、二〇〇三年、第二巻、三三頁。
- (24) 倉田喜弘『芸能の文明開化』平凡社、一九九九年、一七三頁。

SUMMARY

Reception in Honour of Foreign Guest in the Early Meiji-Era with Noh:
The Value that the Meiji Government Found in Noh

Wataru SUGIMOTO

In the early Meiji era, Noh was shown to foreign guests of honour. From the fall of Tokugawa-shogunate, which preserved Noh to around 1876 when Iwakura and others started to preserve it, Noh was shown to foreign guests of honour three times: to the prince of the United Kingdom in 1869, Russia in 1872, and Italy in 1873.

This paper focusses on these three cases in order to reveal how the Meiji Government treated Noh. This analysis shows that, in the cases in 1869 and in 1872, the Meiji government treated Noh as exceptionally important. This is because the Meiji government regarded Noh as the only proper theatre for foreign guests.

However, in the case of Italy's prince (in 1873), the treatment of Noh from the Meiji government changed for the worse. The reason for this change was that the Meiji government planned to show Kabuki to him. In 1872, the Russian prince wanted to go to Kabuki, and the Meiji government put this tradition into practice. Going to Kabuki was not at first included in the plan to provide him with a feast. After first showing Kabuki to foreign guests, the Meiji government treated Kabuki as a proper theatre for foreign guests. Consequently, Noh came to be treated as something not only for foreign loyalties.